

1 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 青森県における福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）の指針を定め、評価の推進を行うとともに、評価の信頼性の確保を図ることにより、青森県内における福祉サービスの質の向上と利用者の福祉サービスの適切な選択に資するため、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 評価機関の認証及び認証の取消に関すること。
- (2) 評価基準及び評価手法の策定及び変更に関すること。
- (3) 評価結果の公表に関すること。
- (4) 評価調査者等の研修に関すること。
- (5) 評価事業の普及啓発に関すること。
- (6) 評価事業の情報公開に関すること。
- (7) 評価事業の苦情に関すること。
- (8) 評価事業の評価手法等の研究に関すること。
- (9) 評価機関相互の連携に関すること。
- (10) その他評価事業の推進に関すること。

(委員の選任)

第3条 推進委員会の委員は、次に掲げる各号の中から、青森県健康福祉部健康福祉政策課長が選任し、委嘱する。

- (1) 社会福祉に関し学識経験を有する者
- (2) 法律に関し学識経験を有する者
- (3) 福祉サービスの提供者を代表する者
- (4) 利用者を代表する者
- (5) 公益を代表する者

(推進委員会の委員の任期)

第4条 推進委員会の委員の任期は3年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(推進委員会の委員長等)

第5条 推進委員会に、委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する順位により副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の業務の決定は、委員の合議によって行う。ただし、日常の軽易な業務については委員長が専決し、推進委員会に報告する。

- 2 推進委員会は、委員長が招集する。
- 3 推進委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 4 推進委員会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議長となる。

(組織)

第7条 推進委員会に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 福祉サービス第三者評価認証等委員会
- (2) 福祉サービス第三者評価基準等委員会

2 福祉サービス第三者評価認証等委員会（以下「認証等委員会」という）及び福祉サービス第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という）は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 認証等委員会は、第2条第1号、第6号、第7号及び第9号に規定する事業を行う。
- (2) 基準等委員会は、第2条第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号に規定する事業を行う。

(認証等委員会及び基準等委員会の委員)

第8条 認証等委員会及び基準等委員会の委員は、推進委員会の委員のうちから委員長が指名する。

- 2 各委員会の運営に必要と認められる場合、委員は併任することができる。

(認証等委員会及び基準等委員会の委員長等)

第9条 第7条に規定する委員会に、それぞれ委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(認証等委員会及び基準等委員会の会議)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 推進委員会において別段の定めをした事項のほかは、認証等委員会及び基準等委員会の議決を持って推進委員会の議決とする。

(認証及び認証の取消)

第11条 推進委員会は、第2条第1号に規定する認証及び認証の取り消しに関する実施基準等を別に定める。

(評価基準の策定及び変更)

第12条 推進委員会は、第2条第2号に規定する評価基準及び評価手法を別に定める。

(評価結果の公表)

第13条 第2条第3号に規定する評価結果の公表は、評価機関から報告を受けた評価結果を別に定める様式に従い、推進委員会が開設するホームページ及び関係機関窓口等において行う。

(養成研修)

第14条 第2条第4号に規定する研修は、次に掲げる研修とし、必要な事項は別に定める。

- (1) 評価調査者の養成研修
- (2) 評価調査者の継続研修
- (3) その他評価事業の実施に必要な研修

(普及啓発)

第15条 第2条第5号に規定する普及啓発は、評価事業を促進させることを目的とした各種啓発事業を行う。

(情報公開)

第16条 第2条第6号に規定する情報公開は、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、情報公開を行う。

(評価事業への苦情対応)

第17条 第2条第7号に規定する苦情は、評価事業の苦情に関する窓口を設け、適切な解決に努める。

2 苦情解決に関して必要な事項は、別に定める。

(委員の守秘義務)

第18条 推進委員会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第19条 推進委員会の庶務は、青森県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(施行事項)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、推進委員会において別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 青森県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱第11条の規定に基づき、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対して行う、認証の基準、認証手続き及び評価機関が守るべき義務等を定めることにより、評価機関の育成とその事業の公平性、信頼性及び透明性を確保することを目的とする。

(評価機関の定義)

第2条 評価機関とは、推進委員会の認証を受けたものとする。

2 社会的養護関係施設の第三者評価事業を実施する評価機関（以下「社会的養護関係施設評価機関」という。）とは、前項の評価機関のうち、第3条の認証基準を満たし、推進委員会の認証を受けたものとする。

(認証基準)

第3条 評価機関として認証を受けるために必要な要件は、別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」のとおりとする。

(評価機関の募集)

第4条 推進委員会は、評価機関の認証を行うため、原則として毎年度1回、評価機関の募集を行う。

2 評価機関の募集に当たり必要な事項は、別に定める。

(認証申請及び更新)

第5条 評価機関の認証を受けようとする法人（以下「認証申請法人」という。）は、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（様式第1号）に法人の組織、事業内容を示す書類、予定する評価事業の内容を示す書類等、必要な書類を添えて、認証申請を行うものとする。

(認証の手順)

第6条 認証申請は、第3条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とする。

2 推進委員会は、認証申請法人からの申請に基づき、その内容を調査、検討し、認証の可否を決定する。

(認証の決定通知)

第7条 評価機関の認証等の決定通知は、次に掲げる各号により行う。

- (1) 第6条第2項の規定により推進委員会において評価機関の認証を決定したときは、推進委員会委員長は、認証申請法人に対して「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」(様式第2号)を交付する。
- (2) 第6条第2項の規定により推進委員会において評価機関を認証しないこととしたときは、推進委員会委員長は、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」(様式第3号)を交付する。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、3年とする。

(変更の届け)

第9条 評価機関は、第5条に規定する申請書の記載事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合又は変更の事由が発生したときは、推進委員会に対して速やかに「福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届」(様式第4号)に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退及び廃止)

第10条 評価機関は、認証を辞退する場合又は事業を廃止した場合、30日以内に「福祉サービス第三者評価機関認証辞退・廃止届」(様式第5号)の提出により、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、推進委員会委員長は、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」(様式第6号)を交付する。

(認証の取消し)

第11条 推進委員会は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査、検討し、認証取消しの決定をする。

- (1) 第3条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けたとき
- (2) 次に掲げる不正な行為を行ったとき
 - ア 評価を受けた事業者から評価料金とは別の金品を受け取る行為
 - イ 守秘義務に違反する行為
 - ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為
 - エ 法令に違反する行為
 - オ その他社会通念上不正と認められる行為
- (3) 評価事業の信頼性を著しく損なう評価を行ったとき
- (4) 契約の不履行

2 前項の規定により推進委員会において評価機関の認証を取り消したときは、推進委員会委員長は、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」（様式第6号）を交付する。

（事業報告等）

第12条 評価機関は、毎事業年度終了後、概ね1か月以内に、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価事業実績報告書」（様式第7号）を提出しなければならない。

2 評価機関は、推進委員会が実施する評価事業の適正な実施を図るために必要な場合には、事業報告等の内容及び提出について、調査、指導及び助言を受けるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するための必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 令和2年3月31日において認証を受けていた評価機関は、要綱第6条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、要綱第2条の認証を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

1 組織に関する要件

- (1) 法人格を有し青森県内に事務所を開設していること。
- (2) 前項の法人格とは、公益法人、特定非営利活動法人、営利法人等、法人の形態は特に問わない。
- (3) 外部の有識者で構成する第三者性を有した評価を決定する委員会等（以下「評価決定委員会」という。）を設置していること。
- (4) 評価調査者として、推進委員会が作成する名簿に登載されているものの中から、必要な資格や経験を有している者を2名以上擁していること。
- (5) 所属する評価調査者に対して、推進委員会が実施する評価調査者継続研修の受講の機会を確保していること。

2 評価の実施範囲等に関する要件

- (1) 評価機関となる法人の役員の過半数が、福祉サービス事業の経営者である場合は、当該サービス事業者の評価を行わないこと。
ただし、評価結果の決定にあたって、評価決定委員会等を開催し、当該委員会の承認を得ることが確保されている場合は、この限りでない。
- (2) 評価決定委員会の委員は、評価を受審する福祉サービス事業者と次に掲げるような利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場の者であること。
 - ① 評価決定委員会の委員は、現在、評価対象福祉サービス事業所又は評価対象事業所を経営する法人に所属していないこと。
 - ② 評価決定委員会の委員は、評価対象福祉サービス事業者と利益相反するおそれがないこと。
- (3) 評価決定委員会の委員は、5名以上で構成され、評価調査者と兼務していないこと。
- (4) 評価決定委員会が行う評価決定は、合議制であること。
- (5) 評価機関に所属する評価調査者は、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ① 推進委員会が作成する名簿に登載されている者であること。
 - ② 評価を受審する福祉サービス事業者と利益相反関係に存する恐れがなく、公正中立な立場の者であること。
 - ③ 評価調査者の係わる業務について評価機関が責任をもち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていること。

3 評価内容、評価手法等に関する要件

- (1) 推進委員会が定める評価基準及び評価手法等（以下「評価基準等」という。）に基づき評価を行うことを承諾していること。
- (2) 推進委員会が定める方法により評価結果を報告することを承諾していること。

4 事業内容等を明示する規程等に関する要件

- (1) 次の規程等を整備し、かつ公開されていること。
 - ア 所属する評価調査者一覧
(評価調査者の養成研修等の修了状況、保有資格及び主要経歴等を記載したもの)
 - イ 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程等（評価事業を実施するサービス種別を含む）
 - ウ 評価委員会の設置及び運営に関する規程 等
 - エ 第三者評価の手法
 - オ 個人情報保護規程
 - カ 守秘義務に関する規程
 - キ 倫理規程
 - ク 料金表
 - ケ 評価事業の実績

5 苦情対応体制に関する要件

- (1) 評価を受けた評価対象事業者等からの苦情等に対する対応体制を整備していること。
 - ・ 苦情対応の窓口の設置
 - ・ 苦情対応担当責任者の配置
- (2) 苦情対応体制とは、受審事業者からの評価内容等に関しての苦情に対応するものとして、次に掲げるものをいう。
 - ① あくまでも、受審事業者と評価機関の契約に基づいて、両者で解決を行ものとする。
 - ② 受審事業者と評価機関との調整がつかない場合には、推進委員会に報告するものとする。

6 社会的養護関係施設評価機関の要件

- (1) 上記評価機関の要件1～5を全て満たしていること。
- (2) 推進委員会等が行う「社会的養護関係施設評価調査者養成研修」の修了者である評価調査者が2名以上在籍していること。

7 更新時の要件

評価機関が次に掲げる事項に該当する場合には、認証を行わないものとする。

ア 認証期間内に評価の実績がない場合

イ 推進委員会等が行う評価調査者に必要な研修の修了者が在籍していない場合

3 青森県福祉サービス第三者評価調査者名簿登録要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第2条に規定する評価基準中、別記の1の(4)「推進委員会が作成する名簿」（以下「評価調査者名簿」という。）への登録要領を定めることを目的とする。

(評価調査者の定義)

第2条 評価調査者とは、評価を行うに必要な資格や経験が有り、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が実施する評価調査者養成研修を修了した者で、かつ第3条の規定に基づき推進委員会が作成する名簿に登録されている者であること。

(評価調査者名簿の作成)

第3条 推進委員会は、評価調査者養成研修を修了した者の番号、氏名、職業、資格及び所属評価機関の名称を記載した評価調査者名簿を作成する。

(名簿への登録)

第4条 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了し、評価調査者養成研修修了者証の交付を受けた者から、福祉サービス第三者評価調査者名簿登録内容届出書（様式第8号）により届出があったときは、評価調査者名簿に登録するものとする。

(受講状況の管理)

第5条 推進委員会は、評価調査者養成研修修了者を名簿に登録したときは、青森県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要綱第15条第2項の規定に基づく評価調査者継続研修受講管理台帳を作成するものとする。

(評価機関への情報提供)

第6条 推進委員会は、評価調査者の同意に基づき、評価機関に対して、評価調査者名簿のうち評価事業のために必要な情報を提供することができる。

(登録内容の変更)

第7条 推進委員会が作成する評価調査者名簿の登録項目の中で、当該評価調査者から福祉サービス第三者評価調査者名簿登録内容変更届（様式第9号）により登録内容の変更の届出があったときは、推進委員会は評価事業の推進に支障がないと判断した場合に限り、評価調査者の届出のとおり変更するものとする。

(所属評価機関の表示)

第8条 評価調査者名簿に所属評価機関の欄を設け、当該評価調査者が所属している「所属評価機関」を表示する。

2 所属評価機関がない場合には、「所属評価機関なし」と表示する。

3 評価機関は、評価調査者と契約した場合は、速やかに推進委員会に通知するものとする。推進委員会は、契約の通知を受領したときには、所属評価機関欄に「所属評価機関名」を表示する。

4 評価機関は、所属する評価調査者に対して、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与するものとする。

(名簿からの削除)

第9条 次の各号にいずれか1つに該当する場合、推進委員会は当該評価調査者を評価調査者名簿から削除する。

(1) 認証要綱第10条第1項(2)に規定する「不正な行為」と同等の行為を行ったと判断された者

(2) 必要な継続研修を修了日から3年を超えて受講していない者

(3) 評価調査者が評価調査者名簿からの削除を申し出た場合

(名簿への再登録)

第10条 前条の規定により評価調査者名簿から削除された者が再度評価調査者名簿への登録を希望する場合は、評価調査者養成研修を再受講するものとする。

2 前条第1号に該当し評価調査者名簿から削除された者は、当該削除された日から推進委員会で定められた期間を経過しなければ、再受講、再登録できないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 個人情報の保護については、青森県個人情報保護条例(平成10年12月24日青森県条例第57号)の定めによるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、評価調査者名簿登録に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 青森県福祉サービス第三者評価事業評価業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置規程第13条の規定に基づき、評価基準及び評価手法を定めるとともに、青森県における福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の評価業務の手法及びその内容等を定めることにより、適切な評価事業の実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語は、次のとおり定義する。

- (1) 「評価基準」とは、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインに基づき、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が策定する「第三者評価基準」及び「サービス内容評価基準」とする。
- (2) 「評価手法等」とは、評価基準における判断基準、評価の着眼点、及び評価基準の考え方と評価の留意点とする。

(評価基準及び評価手法等)

第3条 評価基準及び評価手法等（以下「評価基準等」という。）は、サービス種類ごとに別記1「サービス種類別第三者評価基準及びサービス内容評価基準」のとおり定める。

- 2 評価機関は、推進委員会が定める評価基準等に従い、サービス種類ごとに評価業務を実施する。ただし、推進委員会の定めた評価基準等に、独自の評価項目を追加して評価業務を行うことを妨げない。

(契約)

第4条 評価機関は、第三者評価業務を行うに当たっては、福祉サービス事業者と文書による契約を取り交わすものとする。

- 2 契約書には、契約金額、評価機関の義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等、必要な事項を盛り込まなければならない。
- 3 評価機関は、契約に当たって、事業者に評価業務の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

(評価の手法)

第5条 福祉サービス第三者評価事業の評価手法は、事業者が自ら行う自己評価、評価調査者が訪問して行う調査による評価及び利用者本人又は家族に対して行う利用者調査の三つの要素を組み合わせた評価とする。

- (1) 事業者の自己評価

評価基準等に基づき、事業者自らが評価を行う。

(2) 評価調査者の訪問調査による評価

評価基準等に基づき、評価調査者が訪問等により調査を実施、その結果をもって評価を行う。

(3) 利用者調査

推進委員会が定める項目（別記2「利用者調査項目」）に基づき、評価機関が原則として全ての利用者や家族に対して、面接による聞き取り調査又はアンケート調査等により実施する。ただし、評価機関が別に定めて調査項目を追加することを妨げない。

- 2 前項に掲げる評価の手法については、2名以上の評価調査者が、事前に連携を取り合い、十分に意思疎通を図り、一貫して当たるものとする。

(評価のプロセス)

第6条 福祉サービス第三者評価事業の評価のプロセスは、第3条に掲げる評価手法による評価及び調査等をもとに、別記3「福祉サービス第三者評価業務のプロセス」の例により行うものとする。

(書面調査、訪問調査及び利用者調査)

第7条 評価業務は、書面調査、訪問調査及び利用者調査により実施する。

- 2 書面調査は、事業者が行う評価基準に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとにサービスの実施概況等を把握する。
- 3 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業者自らが、各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、経営者又は管理者及び各部門担当指導職員の合議により作成する。
- 4 訪問調査は、書面調査及び第5条に規定する利用者調査の集計、分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握、検証する方法により行う。
- 5 書面調査及び訪問調査においては、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。
- 6 利用者調査は、利用者のサービスに関する意向を把握するために実施し、その結果を訪問調査及び評価の資料として活用する。
- 7 利用者調査は、サービス種別ごとに利用者の意向を反映できるよう、できる限り利用者本人に対して実施することとし、回答者が特定されない適切な方法で実施する。
- 8 評価業務は、概ね3か月以内で終了すること目途とする。

(評価調査者の責務)

第8条 評価調査者は、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されるものとする。

2 評価調査者が評価業務に従事する場合は、必ず、前項で付与された書類を提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価調査者の業務)

第9条 一件の評価業務は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱の別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」(以下「認証基準」という。)に定める評価調査者が事前に連携を取り合い、十分に意思疎通を図り、協働して実施し、かつ当該業務については同一の評価調査者が一貫して実施する。

2 評価結果の取りまとめは、当該評価業務に携わった各評価調査者2名以上が作成した評価結果を持ち寄り、合議により行うものとする。

(評価結果の決定)

第10条 評価機関は、評価調査者の評価結果のまとめ等を基に、評価結果を決定する。

2 評価機関は、次の各号の一に該当するときは、中立的な第三者により構成された評価を決定する委員会を開き、その承認等を得て評価結果を決定しなければならない。

(1) 評価機関となる法人の役員の過半数が、福祉サービス事業の経営者であるとき。

(2) 第3条に掲げる評価手法による結果をもとに、専門的な観点から意見を聴く必要があると判断したとき。

(評価結果の報告と同意)

第11条 評価機関は、取りまとめた評価結果を事業者に報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表について当該事業者の同意を得るものとする。

2 評価機関は、第三者評価事業の終了後、推進委員会に対して、評価結果及び公表に関する評価対象事業者の同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第12条 推進委員会及び評価機関は、事業者の同意が得られた評価結果を、別に定める公表要綱等に基づき公表する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評価業務の実施に関して必要な事項は、推

進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記1 サービス種類別 第三者評価基準及びサービス内容評価基準

分野	サービス種類	第三者評価基準	サービス内容評価基準
児童・家庭福祉関係	保育所	②保育所版	①保育所版
	児童館	①共通評価基準	②児童館版
	児童家庭支援センター		
	助産施設		
	婦人保護施設		③婦人保護施設版
	母子福祉センター		
社会的養護関係施設	乳児院	③乳児院版	④乳児院版
	児童養護施設	④児童養護版	⑤児童養護版
	児童心理治療施設	⑤児童心理治療施設版	⑥児童心理治療施設版
	児童自立支援施設	⑥児童自立支援版	⑦児童自立支援版
	母子生活支援施設	⑦母子生活支援版	⑧母子生活支援版
	自立援助ホーム	①共通評価基準	⑨自立援助ホーム版
	ファミリーホーム		⑩ファミリーホーム版
障害者・児福祉関係	障害者・児福祉関係施設	⑧障害者・児福祉サービス版	⑪障害者・児福祉サービス版
生活保護施設	救護施設	① 救護施設版	⑮救護施設版
高齢者福祉サービス	特別養護老人ホーム	①共通評価基準	⑫特別養護老人ホーム版
	通所介護		⑬通所介護版
	訪問介護		⑭訪問介護版
	その他の高齢者福祉サービス		
その他		①共通評価基準	

※個別の評価基準等は省略

別記2 利用者調査項目

サービス種類	利用者調査項目	利用者調査対象
保育所、児童館	① 保育所版	保護者
乳児院	② 乳児院版	保護者
児童養護施設	③ 児童養護版	小学校4年生以上
児童心理治療施設、 児童自立支援施設	④ 児童心理治療・児童自立 支援版	小学校4年生以上
母子生活支援施設	⑤ 母子生活支援・母親版	母親
	⑥ 母子生活支援・子ども版	小学校4年生以上
自立援助ホーム ファミリーホーム	⑦ 児童入所版	小学校4年生以上
助産施設、婦人保護施設	⑧ 母子版	利用者
児童家庭支援センター、 母子福祉センター	適用外	
その他障害児・者福祉施設	⑨ 障害版	利用者
救護施設	⑨ 障害版	利用者
高齢者福祉施設	⑩ 特別養護老人ホーム版	利用者
	⑪ 通所介護版	利用者
	⑫ 訪問介護版	利用者
	⑬ 高齢者版	利用者

※個別の利用者調査項目は省略

5 青森県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱第14条の規定に基づき、評価調査者養成研修等のカリキュラム及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）に関わる評価調査者の研修のうち、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）、社会的養護関係施設評価調査者養成研修（以下「社会的養護関係施設評価調査者養成研修」という。）及び社会的養護関係施設評価調査者継続研修（以下「社会的養護関係施設評価調査者継続研修」という。）の4種類について定める。

(研修の位置づけ)

第3条 評価事業に関わる評価調査者は、全国組織又は他都道府県推進組織が実施する同様の研修を修了した場合でも、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）推進委員会が実施する研修を修了しなければならない。

2 全国組織又は他都道府県推進組織が実施する同様の研修について、推進委員会委員長が認めたものについては、推進委員会が実施する研修とみなすことができる。

(養成研修)

第4条 推進委員会は、評価事業の評価業務に従事しようとする者を対象に、評価業務の実施に必要な知識や手法等を習得させるために養成研修を行う。

2 養成研修は、評価業務に関する総合的な知識及び手法等を習得させるために行う研修であって、別表1のカリキュラムにより実施する。

(養成研修の受講者)

第5条 推進委員会は、次に掲げる各号の中から、養成研修の受講者を決定する。

- ① 福祉、医療、保健に関する有資格者で倫理綱領を有する職能団体に属している者
- ② 学識経験者で福祉、医療、保健に関する業務を5年以上経験している者
- ③ 社会福祉法人に所属し、管理業務を5年以上経験している者
- ④ 社会福祉法人に所属し、福祉に関する経営相談等の業務に5年以上携わった者
- ⑤ その他、医療、宗教法人等に所属する者で、福祉サービス第三者評価基準等

委員会委員長がこれと同等の能力を有していると認めた者

(継続研修)

第6条 推進委員会は、養成研修修了者に対して、評価業務の継続的实施のために必要な知識等の付与及び資質の向上を図ることを目的に、定期的に継続研修を実施する。

2 継続研修は、別表2のカリキュラムにより実施する。

(継続研修の受講者)

第7条 継続研修の受講者は、推進委員会が行う養成研修を終了した者で、推進委員会が作成する名簿に登録した者とする。

(社会的養護関係施設評価調査者養成研修)

第8条 推進委員会は、社会的養護関係施設の評価業務に従事しようとする者を対象に、評価業務の実施に必要な知識や手法等を習得させるために社会的養護関係施設評価調査者養成研修を行う。

2 社会的養護関係施設評価調査者養成研修は、別表3のカリキュラムにより実施する。

(社会的養護関係施設評価調査者養成研修の受講者)

第9条 推進委員会は、次に掲げる各号の中から、社会的養護関係施設評価調査者養成研修の受講者を決定する。

- ① 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了した者で、かつ推進委員会が作成する名簿に登録された者
- ② その他、推進委員会委員長が認めた者

(社会的養護関係施設評価調査者継続研修)

第10条 推進委員会は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修修了者に対して、評価業務の継続的实施のために必要な知識等の付与及び資質の向上を図ることを目的に、定期的に継続研修を実施する。

2 社会的養護関係施設評価調査者継続研修は、別表4のカリキュラムにより実施する。

(社会的養護関係施設評価調査者継続研修の受講者)

第11条 社会的養護関係施設評価調査者継続研修の受講者は、推進委員会が行う社会的養護関係施設評価調査者養成研修を終了した者で、推進委員会が作成する名簿に登録した者とする。

(研修受講手続き)

- 第12条 推進委員会は、研修を開催する場合は、県のホームページ等により研修日程及び研修内容、参加費等を記載した研修案内を公開する。
- 2 養成研修の受講を希望する者は、受講申込書(様式第10号)に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、推進委員会に受講申込みを行うものとする。
- 3 推進委員会は、受講申込者の審査を行った上で、受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を受講申込者に通知する。

(研修の実施)

- 第13条 研修は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者研修及び評価調査者指導者研修を修了した者、又は推進委員会が指名した者を講師として実施する。
- 2 研修は、主に講義形式により行うが、必要に応じてカンファレンス形式の演習及び事業所での実習により実施する。
- 3 受講者は、推進委員会が別に定めるところにより、研修に係る参加費を負担する。

(研修の修了者)

- 第14条 研修の終了者とは、一回の研修で定められたカリキュラムのすべてを履修し、推進委員会が示すテーマに沿ったレポートの提出を行い、合格した者をいう。
- 2 災害等により交通手段が途絶した場合及びそれに順ずるやむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了について配慮する。

(修了者証の交付等)

- 第15条 推進委員会は、養成研修修了者に、「評価調査者養成研修修了者証」(様式第11号)を交付する。
- 2 推進委員会は、継続研修及び社会的養護関係施設評価調査者継続研修の修了者に係る評価調査者継続研修受講管理台帳(様式第12号)に確認印を押印するものとする。
- 3 推進委員会は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修修了者に修了を証する書類を交付する。

(研修の効果)

- 第16条 推進委員会が作成する評価調査者名簿に登録された者は、評価調査者として評価業務を行うことができる。
- 2 養成研修修了者が、評価調査者養成研修修了者証が交付された日から3年を超え

て継続研修を受講しない場合は、養成研修修了者としての資格を失う。

- 3 社会的養護関係施設評価調査者養成研修修了者で、かつ評価調査者である者のみ、社会的養護関係施設の評価業務を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、評価調査者研修に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

別表1

評価調査者養成研修カリキュラム

区分	研修科目	形態	時間数	目的	内容
基礎的研修課程Ⅰ	1 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義	1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。 ・また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向並びにその考え方に関する講義を行う。
	2 第三者評価の全体像	講義	1.5時間	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付け並びに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
	3 評価調査者の役割と倫理	講義	1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
基礎的研修課程Ⅱ	4 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義	6時間	第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス第三者評価基準（共通評価並びにサービス内容評価）の各項目について、その考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。 ・また、実際の第三者評価における判断ポイントについても講義により習得する。
	5 利用者調査の方法等について	講義	2時間	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価における利用者調査の位置づけや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。

演習	6 書面 (事前) 審査の着 眼点	講義 及び 演習	3 時間	書面(事前)審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	・書面(事前)審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
	7 訪問 調査の着 眼点	演習	4 時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	・訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実習	8 演習 I	実習	7 時間	実際に施設(事業所)を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	・「協力施設(事業所)」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9 演習 II	実習	3 時間	実習 I の内容を受けて、第三者評価結果の取りまとめについて具体的な手法を習得する。	・訪問調査の結果に基づいて評価調査者間での合議を行い、最終的な第三者評価結果を取りまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総括	10 ま とめ	全体 会	2 時間	実習の成果に基づいた評価調査者として求められる技術や態度等について改めて理解を深める。	・各分科会にて取りまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。 ・特に、取りまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

別表 2

評価調査者継続研修カリキュラム

研修科目	形態	時間数	目的	内容
1 第三者 評価の実施 状況と課題	講義	1 時間	青森県内における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	・都道府県内における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題並びにその対応について講義を行う。 ・あわせて、福祉制度の動向について解説を行う。
2 演習	演習	5 時間	実際の評価調査者としての取り組みを振り返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	・他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取り組みについて、グループワークを行う。

3 講評・まとめ	全体会	1 時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等について、改めて理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループにて取りまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。 ・特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢を改めて振り返る。
----------	-----	------	--	---

別表 3

社会的養護関係施設評価調査者養成研修カリキュラム

時間数 (概ね)	形態	研修課目	主な内容
1 時間	講義	社会的養護関係施設の第三者評価	社会的養護関係の第三者評価の概要について理解する。
1 時間	講義	社会的養護関係施設に関わる施策の動向	施設運営方針や第三者評価に係る施策の動向を把握する。
45 分	講義	乳児院の現状と第三者評価	乳児院の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45 分	講義	児童養護施設の現状と第三者評価	児童養護施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45 分	講義	母子生活支援施設の現状と第三者評価	母子生活支援施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45 分	講義	情緒障害児短期治療施設の現状と第三者評価	情緒障害児短期治療施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
45 分	講義	児童自立支援施設の現状と第三者評価	児童自立支援施設の果たす役割、現状や課題、第三者評価を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際①（流れ、書面調査）	評価の流れや書面調査等の実際を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際②（利用者調査）	利用者調査の実際を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際③（訪問調査 1）	訪問調査の目的や留意点等を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際④（訪問調査 2）	訪問調査の実際について演習を通して理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価の実際⑤（合議、報告書の作成）	報告書作成の視点や留意点について演習を通して理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の第三者評価	社会的養護関係の第三者評価の理解のまとめ

別表 4

社会的養護関係施設評価調査者継続研修カリキュラム

時間数 (概ね)	形態	研修課目	主な内容
1 時間	講義	社会的養護関係施設に関わる施策の動向と第三者評価	施設運営方針や第三者評価に係る施策の動向を把握する。
5 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の評価手法（書面調査、利用者調査、訪問調査、合議、報告書の作成）	標準的な評価手法等を理解する。
1 時間	講義・演習	社会的養護関係施設の第三者評価	社会的養護関係の第三者評価の理解のまとめ

別記 評価調査者の養成研修等受講に係る取扱いについて

1 目的

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱第14条及び青森県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要綱（以下「養成研修等実施要綱」という。）第14条第2項において規定する、養成研修等の受講に対する修了の配慮について必要な事項を定める。

2 対象者

養成研修等の受講者が次に掲げる要件に該当する場合、受講に対する修了を配慮することができる。

- (1) 災害等により交通手段が途絶した者
- (2) 傷病等により受講が困難な者
- (3) 親族の喪に服する必要がある者
- (4) 養成研修等の講師を務めた者
- (5) その他、推進委員会委員長が配慮することが適当であると認めた者

3 配慮の方法

上記の各号に該当する場合、その者の受講状況を踏まえ、評価業務の実施に支

障がないと認められる場合は、次のように定める。

(1) 養成研修については、次に掲げる要件を満たすものとする。

① 推進委員会が示すテーマに沿ったレポートを、推進委員会が示す期日までに提出するものとする。

② ただし、実習または1日以上必要な講義または演習を受講しなかった者は、「評価調査者養成研修修了者証」の交付を受けることが出来ない。

(2) 継続研修については、次に掲げる要件を満たすものとする。

① 推進委員会が示すテーマに沿ったレポートを、推進委員会が示す期日までに提出するものとする。

② 前項が規定する期日とは、1年を超えないものとする。

③ ただし、修了認定の申請が2年に及ぶ場合、養成研修等実施要綱第16条第2項により、養成研修修了者としての資格を失う。

④ 修了認定の申請者は、レポートの採点等に係る費用を負担する。

(3) 養成研修等の講師を務めた者については、当該年度の研修を受講したとみなすことができる。

4 申請手続

修了の認定を申請する者は、それが証明できる書類等を添えて、修了認定申請書(様式第13号)を推進委員会に提出する。ただし、養成研修等の講師を務めた者については、申請を必要としない。

5 免除または修了の認定

推進委員会委員長は、申請に基づいて、免除または修了の認定を決定する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

6 青森県福祉サービス第三者評価事業評価結果公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱第13条の規定に基づき、評価結果の公表の手続き等を定めることにより、社会福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）の福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(公表の様式)

第2条 福祉サービス第三者評価事業の評価結果の公表は、様式第15号によるものとする。

2 福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）は、前項の内容を満たした上で、独自で実施した評価結果等も加えて公表することができる。

(公表への同意)

第3条 評価機関は、評価結果を公表する場合、対象事業者から福祉サービス第三者評価事業の評価結果公表への同意書（様式第16号）により同意を得るものとする。

2 事業者の同意を得るに当たっては、評価結果についての丁寧な説明等を行い、公表の意味と公表内容について十分に理解を得るものとする。

3 事業者から同意が得られない場合は、評価結果の公表は行わず、様式第16号のみを公表する。

4 社会的養護関係施設においては、前項の規定に関わらず、評価結果の公表を行うものとする。

(推進委員会への報告)

第4条 評価機関は、評価結果を事業者に報告した後30日以内に、公表内容について福祉サービス第三者評価結果報告書（様式第14号）及び福祉サービス第三者評価の結果（様式第15号）により青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）に対して報告するものとする。

2 評価機関は、前項の報告にあたり、事業者の公表結果の同意について、様式第16号を添付するものとする。

3 推進委員会は、公表内容について、プライバシー等の問題がないかを確認した上で、受領するものとする。

(評価機関における公表)

第5条 評価機関は、推進委員会への報告の後、公表内容を、当該評価機関の事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態としておくことにより公表する。

2 公表の期間は、評価実施時の翌年度から2年程度とする。

(推進委員会における公表)

第6条 推進委員会は、評価機関から公表内容の報告を受けたときは、様式第15号により公表を行う。ただし、第3条第1項に基づく事業者からの同意が得られない場合は、評価内容は公表せず、様式第16号のみを公表する。

2 公表は、インターネット上の推進委員会のホームページ上で行うとともに、推進委員会事務局において公表書類を公開することにより行う。

3 公表の期間は、評価実施時の翌年度から2年程度とする。

(受審済証等の発行)

第7条 推進委員会は、前条の公表を行った後、受審証明書、受審済マークの電子データを評価機関を通じて事業者に付与するものとする。

2 事業者は、利用者に十分配慮し、適切な方法により受審済マークを使用するものとする。

3 前条の公表を行っていない者が、受審済マークを使用することはできない。

4 推進委員会は、第2項の規定に則しているかどうか確認が必要な場合及び前項の不正使用が疑われる場合は、その者に対して、調査、指導及び助言を行うものとする。

(評価機関等の公開)

第8条 推進委員会は、評価結果の公表に当たっては、評価機関及び評価調査者等の関連情報の公開を行い、利用者の利用に当たっての利便性に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価事業の公表に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

7 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会苦情対応要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置規程第17条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）に対する苦情に適切に対応することにより、評価事業の信頼確保や評価事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(苦情対応の窓口)

第2条 苦情の対応を円滑かつ公正に行うために、苦情受付窓口を青森県健康福祉部健康福祉政策課（以下「県」という。）に設置する。

2 苦情の対応については、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）内に設置している認証等委員会がこれを担当する。

(苦情対応の範囲)

第3条 推進委員会が行う苦情対応は、評価事業に関する苦情とする。

(苦情の受付)

第4条 苦情の受付は、原則として文書によるものとする。

2 郵送、電話、ファクシミリ又は電子メールなどにより苦情の申立てがあったときは、県において聴き取り等の方法によって補完し、受け付けるものとする。

(報告)

第5条 苦情を受け付けたときは、認証等委員会委員長（以下「委員長」という。）は、苦情の内容等を推進委員会委員長に報告するものとする。

(認証等委員会の開催)

第6条 委員長は、苦情を受け付けたときは、苦情の対応方法等を検討するため、認証等委員会を開催する。

2 委員長は、認証等委員会で検討した苦情の対応についての経過及び結果を、推進委員会委員長に報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長は、認証等委員会を開催する必要が無いと判断したときは、認証等委員会を開催せず、その経過を付して推進委員会委員長に報告するものとする。

(運営適正化委員会等への報告)

第7条 推進委員会委員長は、認証等委員会の結論に基づき、必要に応じて運営適

正化委員会又はその他の機関に連絡するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、苦情対応に必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

8 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会文書取扱要綱

(趣旨)

第1条 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）における文書の收受、処理、保管、保存、廃棄等の取扱いに関しては、青森県文書取扱規程（平成25年9月27日青森県訓令第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(文書の取扱い)

第2条 事務は、文書により処理をすることを原則とする。

2 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、常に処理結果を明らかにし、事務が円滑かつ適性に行われるようにしなければならない。

(職印等の種類及び規格)

第3条 推進委員会の文書の施行に当たっては、推進委員会委員長の職印及び推進委員会の機関印（以下「職印等」という。）の2種類を用いることとし、そのひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

(職印等の管理者)

第4条 職印等の管理者は、青森県健康福祉部健康福祉政策課地域福祉推進グループマネージャーとする。

(管理の方法等)

第5条 職印等は、堅牢な容器に納め、錠を施し、一定の場所に置き、その取扱いは厳正を期さなければならない。

2 職印等は、管理者の承認を得た場合のほか、前項の場所以外に持ちだしてはならない。

(職印等の調製、改刻及び廃止)

第6条 職印等の調整、改刻及び廃止は、青森県健康福祉部健康福祉政策課において行うものとする。

(文書の記号)

第7条 施行する文書に付する文書記号は、「青評委」とする。

(施行事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進委員会委員長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

9 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会委員の報酬及び費用弁償に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)に所属する委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬は、推進委員会委員が次の各号の業務に従事した場合に支給するものとし、その額は、日額9,800円とする。

- (1) 推進委員会の業務に従事したとき
- (2) 福祉サービス第三者評価認証等委員会の業務に従事したとき
- (3) 福祉サービス第三者評価基準等委員会の業務に従事したとき

(費用弁償)

第3条 費用の弁償は、委員が職務のため旅行する場合の旅費とする。

2 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年9月2日青森県条例第45号)の定めに準じるものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。